



報道機関 各位

記者発表資料
平成31年3月11日(月)
問い合わせ先：高校教育課
課長：吉野
担当：猪鼻
電話：829-1671
内線：4145

さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条第7項に基づいた
調査専門員の調査報告について

平成26年にさいたま市立高等学校の生徒が自死した件について、さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条第7項に基づいた調査専門員から報告書が提出されましたので、下記のとおり報告します。

記

1 今までの経緯

平成26年11月3日に、さいたま市立浦和高等学校3年生男子生徒が、自死をしたという事案がありました。

さいたま市教育委員会と御遺族との話し合いにより、中立・公正な観点から事実の調査を行うため、平成27年3月17日から、さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条第7項に基づいた調査専門員による調査を開始しました。

2 調査専門員の調査結果

- (1) 本件は、生徒同士の軽いやり取りの中で生じた事案であるが、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する。
- (2) 同級生のいじめが直接的に当該生徒の自死を招いたとは断定しがたい。しかし、間接的な要因になっていたと考えられる。

3 調査専門員の概要

(1) 構成員

学識経験者や弁護士など5名

(2) 調査期間

平成27年3月から平成29年10月まで

(3) 調査方法

- ① 高等学校、教育委員会及び遺族から提供された資料の検証分析
- ② 高等学校の教職員、生徒及び遺族への聴取